様式第10号（第10条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市教育委員会

入学金貸付償還猶予決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった入学金貸付けの償還猶予については、丸亀市入学金貸付条例施行規則第10条第２項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

１　次のとおり猶予します。

|  |  |
| --- | --- |
| 借り受けた入学金 | 円 |
| 償還済額 | 円 |
| 償還未済額 | 円 |
| 償還猶予期間 | 年　　月から　　　　　　年　　月まで |
| 償還終了年月日 | 年　　月　　日 |

２　審査の結果、猶予できません。

理由

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。